

幼保連携型認定こども園
上野山こども園 園則兼運営規程

社会福祉法人
杉の子会

幼保連携型認定こども園 上野山こども園
園則 兼 運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子会（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条（以下「認定こども園法」という。））に基づき設置する幼保連携型認定こども園上野山こども園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この園則は特定教育、保育施設及特定地域型保育事業並びに特定子ども、子育て支援施設等の運営に関する基準第20条に基づく運営規程を兼ねる。

(名称及び所在地)

- 第2条 本園は、幼保連携型認定園 上野山こども園と称する。
- 2 本園の所在地は、和歌山県東牟婁郡串本町津荷字南29番2に置く。

(施設の目的及び運営の方針)

- 第3条 本園は、認定こども園法（平成18年法律第77号）及び子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。
- 2 本園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。
- (1) 心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る
- (2) 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構築し、豊かな遊びを通じて総合的な保育・教育を行う
- (3) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活動を図りながら、保護者が子育てを実践する力の向上の支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (4) 集団生活を通して、心身ともに健全な乳幼児の育成を目指し、次のこどもの育成を目標とする。
- 明るく元気なこども
こころ豊かで思いやりのある子ども
みんなと協力出来る子ども

(提供する教育・保育の内容)

- 第4条 本園は、前条の目標を達成するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成

26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 給食の提供
- (2) 延長保育事業
- (3) 保育所型一時預かり事業
- (4) 障害児保育事業
- (5) その他教育・保育に係る行事及び子育て支援に係る事業

(利用定員)

第5条 本園の認可定員及び利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

認可定員 (人)						利用定員 (人)							
0歳児	18	3号	18	1号	3号	0歳児	10	3号	10	1号	3号		
1歳児	24		24			1歳児	15		15				
2歳児	28		28			2歳児	16		16				
3歳児	30	2号	27			3歳児	23	2号	20			1	3
4歳児	30		27			4歳児	23		20			号	3
5歳児	30		26	4	5歳児	23	19		4				
			150		10			110		100		10	

(職員の職種、及び職務内容)

第6条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長

園長は教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 主幹保育教諭

地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(4) 保育教諭

教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 栄養士

園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導管理をつかさどる。

(6) 調理員

献立にもとづき、給食及びおやつを調理する。

(7) 事務員及び用務員

庶務及び会計事務又は園の諸用務に従事する。

(教育・保育の提供を行う時間)

第7条 教育・保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- ・教育標準時間 9時00分から15時00分
- ・保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)
7時30分から18時30分迄の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
- ・保育短時間認定に係る保育時間(8時間)
8時00分から16時00分迄の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第8条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日迄とする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日迄とする。

2 本園の休業は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日) ・
- (3) 国民の祝日、国民の休日
- (4) 1号認定児 夏休み・・・7月21日～8月31日の間の週2日(月・木曜日)
冬休み・・・12月25日～1月4日
春休み・・・3月25日～4月4日(卒園式の日により変る)

3 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園に関する事項)

第9条 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。

- 2 第1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、抽選による選考を行う。
- 3 2号及び3号認定子どもについては、上野山こども園選考要綱に定める選考基準表による利用調整を経て決定する。ただし、特別な事情がある場合は、状況を総合的に判断し、園長が決定するものとする。
- 4 前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(退園、休園及び転園に関する事項)

第10条 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育、保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、該当子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の退園、休園、転園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。
- 3 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることがある。

(利用の終了に関する事項)

第11条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
 - (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
- 2 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(利用者負担その他の費用に関する事項)

第12条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)について支払いを受けるものとする。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる費用について、あらかじめ、保護者に用途、金額、理由を説明し、同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者、嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、串本町こども未来課、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

第16条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 本園、苦情に関し、町から求められた場合は、町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(秘密保持)

第17条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地球子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。

3 その他の秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(教育・保育の質の評価)

第18条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(1) 国の定めるガイドライン等に準備して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。

(記録の整備)

第19条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日か

ら5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画。
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 運営基準条件第19条に規定する関係書類
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(補則)

第20条 この園則を改正、破棄する場合は、社会福祉法人杉の子会理事会の議決を得ることとする。

この園則に定めるもののほか、本園の管理運営に必要な事項は、園長が定めることができる。

附則

- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は令和3年3月25日から施行する。
- 3 この規程は令和5年4月1日から施行する。
- 4 この規程は令和5年9月1日から施行する。